

# 事業所ごみの出し方 part 2

## 産業廃棄物は宝塚市クリーンセンターでは処分できません！！

宝塚市クリーンセンターは一般廃棄物処理施設であり、産業廃棄物は受け入れできません。産業廃棄物は事業者の責任により産業廃棄物処理業者に委託し、適正に処理してください。

### ■ 産業廃棄物とは？

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、法律で定められた20品目の廃棄物です。

下の表で確認してください。

産業廃棄物の種類と具体例

種類	具体例	
あらゆる事業活動に伴うもの	(1) 燃え殻	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃排出物、その他焼却残さ
	(2) 汚泥	排水処理後および各種製造業生産工程で排出された泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、ビルピット汚泥、カーバイトかす、ベントナイト汚泥、洗車場汚泥、建設汚泥等
	(3) 廃油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄油、切削油、溶剤、タールピッチ等
	(4) 廃酸	写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類等すべての酸性廃液
	(5) 廃アルカリ	写真現像廃液、廃ソーダ液、金属せっけん廃液等すべてのアルカリ性廃液
	(6) 廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず（廃タイヤを含む）等固形状・液状のすべての合成高分子系化合物
	(7) ゴムくず	生ゴム、天然ゴムくず
	(8) 金属くず	鉄鋼または非鉄金属の破片、研磨くず、切削くず等
	(9) ガラスくず、コンクリートくずおよび陶磁器くず	ガラス類（板ガラス等）、製品の製造過程等で生ずるコンクリートくず、インターロッキングブロックくず、レンガくず、廃石膏ボード、セメントくず、モルタルくず、スレートくず、陶磁器くず等
	(10) 鉱さい	鋳物廃砂、電炉等溶解炉かす、ボタ、不良石炭、粉炭かす等
	(11) がれき類	工作物の新築、改築または除去により生じたコンクリート破片、アスファルト破片その他これらに類する不要物
	(12) ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法に定める特定施設または産業廃棄物焼却施設において発生するばいじんであって集じん施設によって集められたもの
特定の事業活動に伴うもの	(13) 紙くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築または除去により生じたもの）、パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業から生ずる紙くず
	(14) 木くず	建設業に係るもの（範囲は紙くずと同じ）、木材・木製品製造業（家具の製造業を含む）、パルプ製造業、輸入木材の卸売業および物品賃貸業から生ずる木材片、おがくず、バーク類等 貨物の流通のために使用したパレット等
	(15) 繊維くず	建設業に係るもの（範囲は紙くずと同じ）、衣服その他繊維製品製造業以外の繊維工業から生ずる木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず
	(16) 動植物性残さ	食料品、医薬品、香料製造業から生ずるあめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚および獣のあら等の固形状の不要物
	(17) 動物系固形不要物	と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場において処理した食鳥に係る固形状の不要物
	(18) 動物のふん尿	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等のふん尿
	(19) 動物の死体	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等の死体
(20) 以上の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの（例えばコンクリート固型化物）		

（出典 公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター）

### 産業廃棄物についてのお問い合わせ先

処理業者のご紹介	（一社）兵庫県産業廃棄物協会	TEL 078-381-7464
法令関係	兵庫県阪神北県民局環境課	TEL 0797-83-3101(代表)
法令関係	兵庫県環境整備課廃棄物適正処理班	TEL 078-341-7711(代表)

## よくある疑問Q&A

Q1 宝塚市内に住んでいます。事業所は他市にあるのですが、事業系一般廃棄物になるごみを宝塚市で出してもいいですか？

A1 いいえ。事業所がある市町村で処理してください。市町村によって分別方法・受入基準などが異なりますので、あらかじめ当該市町村に確認して処理するようにしてください。

Q2 産業廃棄物を宝塚市クリーンセンターで処分してもらえますか？

A2 いいえ。宝塚市のクリーンセンターでは、産業廃棄物の処分はできません。

産業廃棄物を処理する場合は、都道府県知事等の許可を受けた産業廃棄物処理業者に依頼してください。

Q3 うちのお店は、住居と兼用です。住居分と一緒にごみに出してもいいですか？

A3 いいえ。店舗兼住居のお店の場合、店舗から出たごみは事業系一般廃棄物として住居から出たものと別に処理してください。事業活動内容と種類によっては、産業廃棄物となるものがありますので注意してください。

(例 飲食店の場合 割りばし・食べ物の残り・・・事業系一般廃棄物  
プラスチック容器・・・産業廃棄物)

Q4 樹木の剪定の仕事をしています。市内で発生した剪定枝は事業系一般廃棄物として処理できますか？

A4 はい。宝塚市では、緑のリサイクルセンターで剪定枝をチップ化して再利用しています。竹、笹は、クリーンセンターで処分できません(事前予約必要)。  
ただし、下記のものを受け入れできません。

- ・長さ2m以上、直径20cm以上のもの
- ・建設工事に伴う剪定枝、木の根・・・産業廃棄物として処理してください
- ・市外で発生した剪定枝・・・剪定した市町村で処理してください

クリーンセンターへの事業系一般廃棄物の持込は、有料で予約が必要です。

一般ごみ 70円/10kg 粗大ごみ 150円/10kg

\*一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼して処理することもできます。

緑のリサイクルセンターへの剪定枝の持込は、有料ですが、予約不要です。

葉刈り等細かいごみ(直径5cm以下) 70円/10kg

植木等大きいごみ(直径5cm以上) 150円/10kg

## お問い合わせ

宝塚市環境部クリーンセンター管理課 宝塚市小浜1丁目2番15号 TEL 0797-87-4844  
FAX 0797-81-1941  
緑のリサイクルセンター 宝塚市切畑字長尾山19-25 FAXのみ0797-91-0369  
クリーンセンターへの持込予約 TEL 0797-87-3363